



愛知県教育委員会飯田教育長様

2024年5月16日

請願人 行政を考える住民の会

事務局 宮崎邦彦

連絡先 [REDACTED] [REDACTED]

請願

学校職員が、(校長、教頭、事務長等)、任意団体からの、一方的ともいえる不当な扱いから、解放されることを、(なくすこと) もとめる、請願

#### 請願の理由

- 1 校長、教頭、事務長等は、任命された時点で、任意団体に自動的に加盟することになることは(資料1、添付資料会則=資料2とする、資料4)、基本的人権に反する。  
これは、職員を任命した、教育委員会、および教職員課にかかわる問題であると云わざるを得ない。愛知県の高校においては、2校のPTAの規則(資料2、資料4)は、加入届を提出させていなことも含め、他校も同様と推測される。
- 2 同様に、自動的に、任意団体の、役員、会計等の仕事を、することになることも、基本的人権の侵害である。
- 3 今回は、任意団体である、PTAについて、県教委に質問書(資料1、資料2)を提出しました。  
問題があるのではないかということでの質問でしたが、県教委は、PTAに対しては、不介入ということでした。回答(資料3)を送付してきた、あいち学び推進課は、何もしないというように受け取りました。  
本件の場合は、表面的には、任意団体による、団体からの、介入等になるといえるが、PTAに関しては、学校関係者も、関係しているのではないかといえるので、PTAに関しては、教育委員会の責任は重いといえる。
- 4 しかしながら、職員が、基本的人権侵害状態であることは、放置できません。PTAの膨大な、会計の職務を、事務長等、が担っています。現状は、事務長等になった時から、このPTA会計の職務は、決まっていると云えます。  
教員の働き方改革で、教員の時間外勤務時間軽減に関して、教員の仕事に関して、事務職にやってもらう、ということがいわれたことがありました。これは問題ですということを指摘しました記憶があります。
- 5 任意団体への「入会の手続き」を、省いていいとは言えません。少なくとも、まずは、文書による加入届は、必要であるといえる。  
加入した後、任意団体の、役職、会計等の担当者になるかならないかが、決められるのではないかといえる。  
保護者においては、役員等になるかならないかで、なり手がないということで、

問題になっているということがいわれています。2校の校長、教頭、事務長等には、問題になることすらないということである。つまり、当事者の意思（不明）とは別に、基本的人権侵害状態であるということである。

#### 請願事項

- 1 校長、教頭、事務長等の、任意団体の役職について、人権侵害状態をなくすこと。
- 2 学校が任意団体に依存している（お金等で）部分については、公費負担等への予算化、移行を求める。
- 3 任意団の在り方については、第3者委員会等を設置して、意見等を求める。

#### 口頭意見陳述を希望する

添付文書 資料1 質問書 2024年4月8日提出

資料2 千種高校 PTA会則（2024年4月4日情報公開請求で受け取る）

資料3 回答 あいち学び推進課から、2024年4月17日受け取る。

資料4 東浦高校 PTA会則（2024年5月13日情報公開請求で受け取る）

#### 口頭意見陳述希望

## 質問書

2024年4月8日

○ 県立金城高等学校様  
△ 県立高等学校 PTA 会則について  
△ 諸課題として、受け取った文書で、行政を考える住民の会  
△ 問題と思ふ事について 質問。

1. 会則に、会費の額度が記載されてない  
せいでですか。

2. 入退会についてのことが記載されてない  
手続きについて、記載がないせいでですか

3. 副会長は、~~人は~~  
校長は、自動的に副会長です。  
△ 県立高等学校に自動的に校長が あります。  
民主的ではないのですが、変更を求めるかもしれません  
か。どうか。

4. 同様に会計に教頭と事務長と  
あります。これも、△ 同様問題です。  
なんとかならないでしょうか。

5. 書記についても、教頭及び事務課  
とあります  
△ 同様変更を求めるかもしれません。

6. 理事会議、分掌会議とあります。

7. 同様問題です。

△ 県立高等学校にて職員が任意団体  
の仕事をするといいならないことは、問題です。  
変更にもらわせいかどうかです。

8. PTAは、任意加入ですが、3かとも会員ですか。  
△ 県立高等学校としてどのようになっておられるのか  
おしえて下さい。

9. PTAについて、県立高等学校  
どの部署が、相談をうけたり、問題を  
の改善等について担当されてるのか  
おしえて下さい。

10. 以前生徒学習課に同じような質問した  
ことがありますとのことでしてるので現行の担当課をお  
しえて下さい。

回答は2週間以内に文書にてお願い  
します。

添付資料 2024年4月4日提出した会則

2024.4.4(1)

2024.4.4

# 千種高等学校 P T A会則

第1条（名 称） 本会は愛知県立千種高等学校 P T Aと称し、事務局を本校内におく。

第2条（目 的） 本会は保護者と教職員の関係を密接にし、あいともに協力して、心身ともに健全な生徒の育成に寄与することを目的とする。

第3条（事 業） 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 :学校内外における教育振興に関すること。
- 2 会員の研修、親睦に関すること。
- 3 本校の教育環境の整備充実のために協力援助をすること。
- 4 その他、本会の目的達成に必要な事業に関すること。

第4条（会 員） 本会の会員は生徒の保護者、教職員とする。

第5条（会 計） 本会の経費は会費、寄付金その他をもって当てる。但し、教職員の会費は徴収しない。

- 1 会費の額は総会において承認を得なければならない。
- 2 会費は、授業料と同時に納入するものとする。
- 3 本会の目的を達成するため、総会の承認を得て特別会計を設定することができる。
- 4 会長は、その権限の属する事務のうち、会計の収入及び支出に関する事務を副会長の校長に委任することができる。
- 5 会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第6条（役 員） 本会に次の役員をおき、その任期は次期総会までとし、選出及び任務は次表1のとおりとする。

第7条（会 議） 本会の会議は次表2のとおりとし、その議事は出席者の過半数で決定する。

第8条（委員会） 本会の目的を達成するため、必要な委員会をおくことができる。その構成および任務については別に定める。

第9条（内規等） 会務遂行上必要な内規、申し合わせなどは理事会において、協議の上定める。

第10条（改正） この会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

- 付 則 1 この会則は、昭和38年6月15日から施行する。
- 2 平成3年 5月17日 一部改正
  - 3 平成11年 5月17日 一部改正
  - 4 平成12年 5月15日 一部改正
  - 5 平成17年 5月16日 一部改正
  - 6 平成20年 5月26日 一部改正

表1

役職名	保護者側		教職員側		任務
	人 数	選出方法	人 数	選出方法	
会 長	1	総会において選出			本会を代表して会務を統括し諸会議を招集する。
副会長	2	総会において選出	1	校 長	会長を補佐する。 会長不在の場合の代行をする。
監 事	若干名	総会において選出			会計を監査する。
会 計	1	会長が委嘱	2	教頭及び事務長	会計に関する事務を行う。
書 記	1	会長が委嘱	2	教頭及び総務課	庶務に関する事務を行う。
理 事	各 H R 若干名	各 H R において選出	11	学年・分掌主任	理事会を構成する。
顧 問	理事会の推薦により会長が委嘱				本会の運営上特に重要な事項について会長が諮詢する。

表2

会議名	時 期	任 務
総 会	定例 1回 臨時 必要なとき	年間行事計画、役員の選出、決算の承認と予算案の審議、その他本会運営上必要事項の審議をする。
役員会	必要な時	会務の遂行上の事項について協議する。
理 事 会	必要な時	総会に代わって、重要事項について審議する。 役員会の協議事項、会務遂行の承認

\*役員会は、会長、副会長、会計、書記、監事で構成する。

資料 3

(2024.4.17) (改)

行政を考える住民の会

事務局 宮崎 邦彦 様

2024年4月8日付けの質問書について、下記のとおり回答します。

- 1 会則に会費の額が記載されていないのはなぜですか。
- 2 入退会についてのことが記載されていないのはなぜですか。
- 3 副会長は、1人は校長とあります。校長は自動的に副会長です。任意団体に自動的に校長がなっています。民主的ではないのですが、変更を求めてもらえないでしょうか。
- 4 同様に会計に教頭と事務長とあります。これも3同様問題です。何とかならないでしょうか。
- 5 書記についても、教頭及び総務主任とあります。3同様変更を求めてもらえないですか。
- 6 理事に学年主任・分掌主任とあります。3同様問題です。公務に任命等された職員が任意団体の仕事をすることになることは問題です。変更してもらえないかということです。

(回答)

PTAは、法的には、社会教育関係団体と位置付けられる。

教育委員会は社会教育関係団体に対して、社会教育法第11条第1項の規定により「求めに応じて、指導・助言を与えることができる。」とされている。また、地方公共団体は、同法第12条の規定により、「いかなる方法によっても、不~~當~~に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。」とされている。

従って、質問1から6に関しては、教育委員会が意見を述べることは適当でないと考えている。

- 7 PTAは任意加入ですか、それとも公務ですか。県教委としては、どのように受け止めているか教えてください。

(回答)

任意加入である。

- 8 PTAについて、県教委としては、どの部署が、相談を受けたり、問題点の改善等について担当されているのか教えてください。

(回答)

PTAに関する問い合わせは、あいちの学び推進課が担当している。

- 9 以前生涯学習課に同じような質問をしたら、扱わないとのことでしたので、現在の担当課を教えてください。

(回答)

PTAに関する問い合わせは、あいちの学び推進課が担当している。

令和6年4月15日

愛知県教育委員会

あいちの学び推進課  
教諭課  
とおひこ

資料

4

## 東浦高等学校 P T A 会則

### 第 1 章 名 称

第 1 条 本会は愛知県立東浦高等学校 P T A と称し、その事務所を同校内に置く。

### 第 2 章 目 的

第 2 条 学校と家庭との緊密な連携と協力によって、教育の振興を図ることを目的とする。

第 3 条 本会はその目的を達成するために次の事項を行う。

- 1 学校教育活動及び教職員の研究の支援と援助
- 2 生徒の教育環境の整備
- 3 会員の研修、親睦を図る諸事業
- 4 その目的達成に必要な事項

### 第 3 章 会 員

第 4 条 本会の会員は次のとおりとする。

本校に在学する生徒と保護者及び教職員（臨時の任用職員、非常勤職員を除く）を会員とする。

### 第 4 章 役 員

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- |                |    |              |
|----------------|----|--------------|
| 1 会長           | 1名 | 保護者          |
| 2 副会長          | 3名 | 保護者 2名、校長    |
| 3 書記           | 4名 | 保護者 2名、教頭 2名 |
| 4 会計           | 2名 | 保護者、事務長      |
| 5 会計監査         | 3名 | 保護者 3名       |
| 6 各専門委員会の正副委員長 |    |              |

第 6 条 会長、副会長、書記、会計及び会計監査は委員会が推薦し、総会で決定する。

第 7 条 役員は次の任務をもつ。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理し、各種委員会に出席する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があればこれを代行する。  
P T A 会計の收支支出の命令は会長の委任により副会長である校長が代行する。
- 3 書記は本会のすべての記録を保管し、連絡事務を行う。
- 4 会計は金銭出納に関する事務を行い、関係諸帳簿を保管し、総会において決算を報告する。
- 5 会計監査は会計が保管する関係諸帳簿を監査し、総会においてその結果を報告する。

第 8 条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再選は妨げない。  
補欠役員の任期はその残留期間とする。

### 第 5 章 会 計

第 9 条 本会の経費は会員である保護者の会費とその他の収入をもって充てる。

第 10 条 会費は毎年総会において決める。ただし特別の場合には役員会で会員の会費を免除することができる。